

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	作業環境測定士試験の科目の一部 免除に係る講習	担当部局・担当課室	労働基準局 安全衛生部化学物質対策課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第17条第2号及び第16号	類型	講習研修
		指定等の形態	登録
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 事業場における作業環境管理の推進を図ることが必要なことから、作業環境測定の内容に関連する知識又は経験を有する者について、作業環境測定士試験の一部の試験科目を免除するもの。</p> <p>○事務・事業の内容 作業環境測定士試験の受験に当たり、環境計量士の登録を受けた者及び第一種衛生管理者免許を受けた者で一定の実務経験を有するものが、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した場合に、作業環境測定士試験のうち一部の試験科目を免除するもの。</p>		
事務・事業の目的	<p>事業場における作業環境管理の推進を図ることが必要なことから、作業環境測定の内容に関連する知識及び経験を有する者が、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した場合に、作業環境測定士試験のうち一部の試験科目を免除するもの。</p>		
関連する政策目標等	-		
法人の指定等の状況	別紙のとおり。		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし。		
料金等・積算根拠	別紙のとおり。		
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度）</p> <p>作業環境測定法施行規則第17条第2号に基づく講習 … 72名 （うち公益法人実施分69名、財団法人実施分3名）</p> <p>作業環境測定法施行規則第17条第16号に基づく講習 … 191名 （うち公益法人実施分191名、財団法人実施分0名）</p> <p>○事業収入（令和3年度）</p>		

	4,809 千円 (うち公益法人実施分 4,701 千円、財団法人実施分 108 千円)
国からの補助金等	なし。
事務・事業の見直し状況 (これまでの検証)	<p>「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」(平成 18 年 8 月 15 日閣議決定)に基づき、以下の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録を受けた法人に係る事項等をインターネットで公開した。 ・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成 21 年厚生労働省令第 55 号)により、登録機関において実施することとした上で、登録基準の基本的事項、主務大臣に対する報告に係る規定等を定めた。(平成 21 年 3 月)
事務・事業の必要性・有効性等	<p>●事務・事業の必要性</p> <p>作業環境測定士(第一種、第二種)の登録者数は、年間 1,000 名程度で推移しており、本試験免除講習制度を利用して作業環境測定士試験の一部科目の免除を受けている者は一定の割合を占めていると考えられ、作業環境測定士の養成及び事業場の作業環境管理の推進に一定の役割を果たしており、今後も存続させる必要がある。</p> <p>●事務・事業の妥当性</p> <p>当該試験免除講習については、毎年全国複数箇所(年 10 回程度)において実施されており、本事業に係る収入と支出はほぼ均衡している。</p> <p>●事務・事業の有効性</p> <p>本試験免除講習制度を活用した者が年間 300 名程度であり、また、新たに登録される作業環境測定士が年間 1,000 名程度であることを考慮すると、当該制度により養成される作業環境測定士が一定の割合を占めていると考えられ、事業場における適正な作業環境を確保し、労働者の健康の保持に寄与している。</p>
事務・事業の執行体制の妥当性等	<p>○指定等を行う妥当性</p> <p>当該試験免除講習については、作業環境測定に関する知識経験を有する者により行われること等が必要であることから、当該講習を行おうとする者からの申請に基づき、作業環境測定法施行規則に定められている登録基準に照らして審査し、要件に適合している者を厚生労働大臣が登録することにより行われている。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p>当該試験免除講習については、申請により厚生労働大臣の登録を受けた者によって行われるものであり、その登録基準については作業環境測定法施行規則において示されている。また、当該登録試験免除講習機関は、試験免除講習業務に関する業務規程の届出や毎事業年度その実施計画及び実施結果報告を厚生労働大臣に届出を行う必要があるほか、必要な場合は改善命令等を行うことによりその適正な実施を担保している。</p> <p>○実施主体としての指定等法人の適格性</p> <p>当該登録試験免除講習機関が行う講習の開催日時・場所、講習内容のほか、財</p>

	務諸表等についてもホームページに公開されており、事業の実施結果報告書においても特段の問題は認められない。
政策効果の把握の手法及びその結果	指定等法人に対する聞き取り調査
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	特になし。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	特になし。
評価結果の総括 (現状分析 (事務・事業の評価) と今後の方向性)	事業場において適正な作業環境を確保し、職場における労働者の健康を保持する上で、作業環境測定を行う作業環境測定士を養成する必要があるが、当該制度を活用して作業環境測定士としての登録を受けている者が一定の割合を占めていると考えられることから、今後も当該制度を維持していく必要がある。
備考	

別紙

合計 2 法人

- ・ 公益法人（1 法人）
- ・ 財団法人（1 法人）

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
公益法人（1 法人）			
公益社団法人日本作業環境測定協会	平成 21 年 3 月 31 日	03-3456-1601	法令等により、料金等の設定に当たって、国が関与することとはされていない。
一般財団法人西日本産業衛生会	平成 29 年 8 月 28 日	093-591-2530	法令等により、料金等の設定に当たって、国が関与することとはされていない。